



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/
☎ 3312

主な記事

「(仮称)杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例」の制定に向けて... 1面
安全安心なまちをみんなの力で... 2面
情報公開・個人情報保護制度..... 4面
なかま集まれ..... 6・7面

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

区民の権利をまもるために

「(仮称)杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例」の制定に向けて

区では、区民の皆さんの権利を保護するため、現行の制度を補完する新たな権利救済制度の導入が必要と考えました。そこで、皆さんに身近な現行の権利救済制度を紹介するとともに、現在、実施に向けて検討を進めている「(仮称)杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例」の主な内容をお伝えし、区民意見の提出手続により、皆さんのご意見をうかがいます。

問い合わせは、保健福祉部管理課へ。

条例制定の背景

4月から、障害者支援費制度が始まるなど、保健福祉サービスは、行政がサービスの内容を決定する措置制度から、利用者が必要なサービスを選択する契約制度に移行してきています。

また、サービスの供給主体は、行政を離れて民間事業者などに移りつつあります。

このような状況の中で、利用者が自らのニーズに合ったサービスを選択し事業

条例の主な内容

- 1 目的**
保健福祉サービスに関する区民などの相談や苦情を、公正かつ中立的な立場から迅速に調整し解決することにより、区民の権利を保護し、区や事業者に対する利用者の信頼性を高め、サービスの充実を図ることを目的とします。
- 2 対象とするサービス**
①区・都・国および民間事業者などが区内で行う保健福祉に関する各種サービス、金銭および物品の給付、施設入所の契約などです(16年3月までは、介護保険によるサービスは除きます)。
②委員が必要と認めるときは、区民が区外で受けた保健福祉サービスに関しても申立てができます。
③申立ての期間は、対象となる事実があった日から一年以内とします。
- 3 申立て人**
事業者から保健福祉サービス
- 4 苦情調整委員**
人格が高潔で社会的信望が厚く、保健、福祉、法律などの分野に優れた識見を持つ方に区長が委嘱します。委員の役割は、以下のとおりです。
①保健福祉サービスに関する相談や苦情の申立てを受け付け、調査を行い、申立て人および事業者に対し解決方法の提案、調整を行います。
②必要と認めるときは、事業者に意見を述べ、または是正を求めて勧告をします。
③勧告を行った事業者から措置をとることができない旨の報告を受けた場合、その理由がないと認めるときは、その内容並びに事業者の名称を、区長に報告します。
- 5 事業者の責務**
保健福祉サービスを提供する事業者は、以下の責務を負います。
①委員から申立てに基づく調査の請求を受けたときは、積極的に協力します。
②委員から意見の表明、または是正などの勧告を受けたときは、誠実かつ適切に対応し、必要な措置をとるよう努力します。
③勧告に従い是正措置などをとったとき、またはとれない特別な事由があるときは、理由を付して速やかに委員に報告します。
- 6 公表**
区長は、委員から勧告を行った事業者から措置をとることができない旨の報告を受けた場合、その理由がないと認める報告を受けたときは、その内容並びに事業者の名称を公表することができます。
- 7 罰則**
委員が、職務上知り得た秘密を漏らした場合は、三〇万円以下の罰金の対象となります。



▲安心と信頼を高めていきます

ご意見をお寄せください

①ハガキ・封書または概要版閲覧場所に設置してある意見用紙に書いて、郵送・ファクス FAX 3312 2197 または電子メール su090010@city.suginami.tokyo.jp、8月3日までに保健福祉部管理課保健福祉相談担当へ。

②ご意見には、氏名・住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称と代表者の氏名も書いてください。

③区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。

【開設期間】7月21日(祝)～8月3日(日)

【概要版閲覧場所】

保健福祉部管理課・児童課・保育課(区役所東棟三階)、高齢者施策課・高齢者在宅サービス課・障害者施策課(区役所東棟一階)、区政資料室(区役所西棟一階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館、こども発達センター、児童青少年センター、福祉事務所、杉並保健所、保健センター

現行の主な権利救済制度

制度名	内容	問合せ先
広聴制度	区政に対する意見・要望の申立て	区政相談課
介護保険運営協議会	介護保険に関する苦情相談事例の報告を受け、第三者的立場から苦情の再発防止策などについて審議・答申を行う	高齢者施策課
人権擁護委員制度	人権侵害のおそれがあるとの申し出があった場合、人権擁護委員が相談に応じる	区政相談課
行政相談委員制度	国など行政機関に対する苦情や要望の相談に応じる	区政相談課
行政不服申立制度	国民健康保険の保険給付に関する処分または保険料その他徴収金に関する処分に対する不服申立て	国民健康保険課
福祉サービス利用援助事業 成年後見制度援助事業	高齢者や障害者など、判断能力が十分でない人を対象に、福祉サービスに関する利用支援や金銭管理などの支援および成年後見制度利用の相談に応じる	社会福祉協議会 杉並福祉サービス支援センター

安全 安心

なまちを みんなの力で!

問い合わせは、区民生活部管理課へ。

安全パトロール車の巡回

(8月初旬)

区内では、空き巣・ひったくりなどが多発しています。このため、杉並区を安全で美しいまちにしていこうとの目標を掲げ、10月に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」が施行されます。

8月初旬からは、安全パトロールを開始します。安全パトロール車が区内を巡回して犯罪の発生を警戒するとともに、区民の皆さんに防犯を呼びかけ、空き巣などの抑止に努めます。また、環境改善やまちの美化への協力もお願いしながら巡回します。

犯罪が起こりにくい安全な地域をつくるには、地域の防犯意識が高まることや、お互いの協力が大切です。

防犯自主団体への活動助成

(7月から受付)

区内のいくつかの地域で、自分たちの住むまちは、自分たちで守ろうという運動が行われています。

区では、このような運動の立ち上げや充実に支援するために、防犯自主団体活動助成」を行います。

【安全・防犯意識の普及、防犯パトロール、児童などの安全誘導などの活動を開始または充実する団体】活動開始などに必要な経費の一部 **助成金額** 一〇万円を **限度(定)助成団体** 一五団体(申・閩)区民生活部管理課



ハンドバッグなどはしっかりと持ちましょう

ひったくり被害を防止しましょう

ひったくりは、歩いている時や自転車で通行している時に、後ろからオートバイなどが近づいてきて、持っているバッグなどをひったくる犯罪で、被害者のほとんどが女性です。

これは、一歩間違えば被害者が転倒して大けがをするなど、強盗傷害事件に発展しかねない悪質な犯罪です。

ひったくり被害は、少しの注意で未然に防ぐことができるものが多いので、次のことに注意して被害を防ぎましょう。

- #### ひったくり防犯対策
- ① ハンドバッグなどの荷物は、車道側には持たず建物側に持つなど、持ち方に気を付けるとともに、周囲にも注意を払うようにしましょう。
 - ② 裏通りなど人通りの少ない道路を歩くときは特に注意し、できるだけ歩道と車道の区別があり、人通りの多い道路を歩きましょう。
 - ③ オートバイなどが近づいてきたら、バッグをしっかりと抱え、道路の脇に寄ってオートバイなどが通り過ぎるまで注意しましょう。
 - ④ 自転車を利用するときは、ひったくり防止用の自転車かごネットを付けましょう(防犯ネットは、警察署防犯係で無料で取り付けます)。
 - ⑤ 被害に遭ったときは、犯人の着衣やオートバイのナンバー・特徴などを確認するとともに、大声を上げて周囲の人に知らせ、すぐに一〇番しましょう。
- 【各警察署(杉並区) 3333 0110 / 高井戸区 3332 0110 / 荻窪区 3397 0110】

区内の犯罪認知状況 (15年1月～6月)

	杉並警察署	高井戸警察署	荻窪警察署	区内計	区内昨年比
刑法犯総数	2038 (2230)	1518 (1914)	1256 (1328)	4812 (5472)	- 660
凶悪犯	26 (10)	4 (9)	8 (14)	38 (33)	+ 5
粗暴犯	47 (57)	37 (42)	37 (39)	121 (138)	- 17
侵入窃盗	256 (395)	235 (381)	306 (445)	797 (1221)	- 424
空き巣	169 (315)	184 (326)	226 (388)	579 (1029)	- 450
非侵入窃盗	1228 (1387)	879 (1085)	735 (653)	2842 (3125)	- 283
ひったくり	44 (59)	44 (41)	40 (52)	128 (152)	- 24
車上ねらい	196 (228)	151 (143)	105 (61)	452 (432)	+ 20
その他	481 (381)	363 (397)	170 (177)	1014 (955)	+ 59

()内の数値は、昨年同時期の認知件数を示す。

この夏は省エネ宣言!

地球温暖化防止に取り組むため、区では「地域省エネギープロジェクト」に基づき、エネルギー消費量の削減を推進しています。区内のエネルギー消費量をみると、家庭での消費が区全体の約45%を占めています。家庭で過ごす時間が多い夏休みをきっかけに、省エネに取り組んでみましょう。

家庭でできる省エネ作戦
「エアコンの冷房設定温度を一度上げたら」「冷蔵庫の上手な使い方」など、家庭でだれもが簡単に実践できる省エネ行動とその効果を紹介した手引き「家庭でできる省エネ作戦」を配布しています。

省エネ量を金額と二酸化炭素量に換算していますので、省エネ効果が具体的に実感できます。省エネは家計にも地球環境にも貢献します。

【対区内在住の方(住所を確かできるものをお持ちください)】**無料(申・閩)環境課計画係(区役所西棟七階)**

省エネナビは、設定した省エネ目標の達成度が一目でわかる計測機器で、電気使用量をすぐに金額などに換算して表示します。エアコンや冷蔵庫など個別の電気製品を測定することもできます。

【対区内在住の方(住所を確かできるものをお持ちください)】**無料(申・閩)環境課計画係(区役所西棟七階)**

省エネ作戦を立てたら、作戦の実行をチェックしてみませんか。

区では、省エネナビを貸し出しています(六カ月間)。

省エネナビは、設定した省エネ目標の達成度が一目でわかる計測機器で、電気使用量をすぐに金額などに換算して表示します。エアコンや冷蔵庫など個別の電気製品を測定することもできます。

【対区内在住の方(住所を確かできるものをお持ちください)】**無料(申・閩)環境課計画係(区役所西棟七階)**

電力危機への区への対応

【閩】危機管理対策課

- 区は、最も電力不足が心配される、7月7日(月)から8月31日(日)までの間、率先して節電に努めます。
- ① **冷房温度の設定**...7月22日(火)～8月1日(金)に、本庁舎などの冷房温度を29度とします。なお、追加措置として、冷房を午後3時以降停止することも検討していきます。
 - ② **職員は軽装で**...暑さ防止のため、職員はノーネクタイなどの軽装で勤務します。その際、名札着用の徹底をはじめ、不快感を与えないよう、十分に配慮します。
 - ③ **本庁舎エレベーターの一部停止**...東棟、西棟、中棟各1基を停止します。
 - ④ **照明機器の一部利用停止**...区内各施設の、事務室を除く廊下などの照明(蛍光灯)は、原則として現時点より20%をめどに消灯します。

杉並中継所環境モニタリング調査・ダイオキシン類調査

14年度

調査結果をお知らせします

問い合わせは、環境課公害対策係へ。

ダイオキシン類調査結果

14年度は、大気(7日間調査)一・二回、大気(二四時間調査)四回、土壌一回、水質二回、松葉一回の調査を実施しました。

このうち、大気と水質の結果がまとまりましたので、お知らせします。(表1、表2、表3)

河川水質調査では、玉川上水佃橋の第一回調査の値だけが、環境基準を超過しました。

そのほか大気八地点の年平均値は、すべて環境基準の範囲内でした。

簡易焼却炉の使用は原則禁止!

「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」により「ダイオキシン類対策特別措置法」対象未済の簡易焼却炉による焼却や野焼きなどは原則禁止です。

簡易焼却炉を無料で回収しています

ダイオキシン類の発生を抑制するため、家庭用簡易焼却炉を無料で回収いたします。ただし、固定されているものや簡単に運べないものは対象外です。

杉並中継所の環境モニタリング調査結果(第四回調査)

調査の概要

2月13日に中継所の排気・換気のダイオキシン類および排水の調査、14日には、中継所の排気・換気と約200m離れた周辺四地点の大気中化学物質二項目の調査を実施しました。

調査の結果

中継所の排気塔・換気塔から排出されるダイオキシン類は、前回までと同様に一般大気環境と同程度の濃度でした。

また、同日実施した区内の環境大気中ダイオキシン類調査五地点の結果(0.1~0.07)では、

中継所に隣接した井草森公園の結果(0.079)は、環境基準(0.6)と比べても低い濃度でした(濃度

排出ガス中の化学物質

中継所排気塔・換気塔の調査結果では、14年度一回から三回の調査と比べて著しく高い数値はありませんでした。

しかし、ジクロロメタンと1,1,1-トリクロロエタンは、排気・換気とも前回より高い濃度となっています。東京都環境確保条例に基づく規制基準のある一物質は、すべて基準値以下の濃度でした。

周辺四地点の化学物質

中継所から約200m離れた四地点の調査結果では、ジクロロメタンが高い濃度となっています。特に東側では、高い濃度でしたが、年平均値は環境基準の範囲内でした。

表1 大気・7日間調査

Table with 13 columns: Date ranges (e.g., 4月9日~16日), Locations (e.g., 井草森公園, 大宮前体育館, 郷土博物館), and Average values.

表2 大気・24時間調査

Table with 7 columns: Dates (6月13日, 8月8日, 11月14日, 2月13日), Average, and 13年度平均値.

表3 河川

Table with 6 columns: Survey location (e.g., 尾崎橋, 乙女橋), Survey dates, Water quality annual average, and Bottom quality.

単位 = 水質: pg TEQ/l、底質: pg TEQ/g
環境基準 = 水質: 1pg TEQ/l以下、底質: 150pg TEQ/g以下

単位 = pg TEQ/m³、環境基準 = 0.6pg TEQ/m³
(注) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)...

また、硫化水素も前回までの結果と比べると高い濃度となっています。しかし、前回は低い濃度だったトルエンは、低い濃度になっています。

は、前回までの結果と同程度の濃度範囲内でした。しかし、シアンが前回同様に環境基準の範囲内ですが、微量検出されています。ただし、公共下水道に排出される直前の汚水槽からは検出されていません。

また、槽上部の空気調査は、今回の調査結果報告書は、区政資料室(区役所西棟二階)区ホームページでご覧になれます。

学校通信

伝統を感じる一日

井草中学校

井草中学校は、今年開校五周年を迎え、6月20日(金)に記念行事が行われました。

まず、校長先生から、開校当時のお話がありました。当時の校舎や部活動の写真を載せた資料も配られ、五年前に思いをせました。続いて、生徒会長の渡辺杏菜さんが、記念すべき年に在籍していたことを光栄に思っています」と話しました。



そして、今回の行事のメインイベントが井草獅子舞です。お祝いには欠かせない地元の伝統芸能を生徒に知ってもらったため、同校の生徒も参加している速間流保存会の皆さんを招待しました。

三年生の小川雅史さんと青山尚美さんが舞台上の登場し、軽快なリズムのお囃子が始まりました。会長の金子喜代治さんに



「お獅子に頭をかまれる!」 また、保存会の金子さんは、「子ども時代により思い出や体験があれば、また地域に戻ってきてくれます」と、伝統芸能を子どもたちに体験してもらおうことの大切さを語ってくれました。

区の情報を公開し、皆さんの個人情報を守ります

情報公開制度と個人情報保護制度の14年度の運用状況をお知らせします。

問い合わせは、情報公開係へ。

情報公開制度

情報公開制度とは、区民の皆さんに情報の公開を求める権利を保障し、区に情報の公開を義務付ける制度です。どなたでも請求することができます。

請求できる区の組織

- ① 区長(保健・福祉・まちづくり・環境など) ② 教育委員会(学校など) ③ 選挙管理委員会 ④ 監査委員 ⑤ 農業委員会

区議会とは別に「情報公開制度」を実施しています。

請求できる情報

区の職員が作成・取得し、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクなどに記録され、区が管理しているもの。

公開方法

- ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ 視聴

公開できない情報

① 法律、条例などにより公開できないと定められて

表1 実施機関別請求数

実施機関名	請求件数
区長	163
教育委員会	38
選挙管理委員会	4
監査委員	2
農業委員会	0
合計	207

表2 請求情報内容別の請求状況

請求情報内容の区分	請求件数
職員に関するもの	38
食品営業許可申請処理簿	24
委託・契約に関するもの	37
環境衛生に関するもの	31
会議資料に関するもの	5
施設の図面	5
その他	67
合計	207

表3 可否決定状況

可否決定の区分	件数
公開	91
一部公開	101
非公開	7
不存在	7
存否応答拒否	1
合計	207

個人情報保護制度

いるもの②個人情報③法人などの事業活動に著しい不利益を与えるもの④取締役、選挙、入札など事務の執行を著しく困難にするおそれのあるもの⑤公正、適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの。

請求の受付窓口

総務課情報公開係へ。

請求に対する決定時期

請求を受け付けた翌日から一四日以内(ただし、やむを得ない理由があるときは六〇日以内)に公開できるかどうかを決定し、お知らせします。

費用

手数料は、無料です。ただし、写しの交付はコピー代がかかります。

請求できる区の組織

- ① 区長(保健・福祉・まちづくり・環境など) ② 教育委員会(学校など) ③ 選挙管理委員会 ④ 監査委員 ⑤ 農業委員会

自己情報の閲覧・訂正などの請求

① 自分の情報が知りたいとき ② 自己情報の閲覧・写しの交付の請求ができます。

③ 自己情報の訂正の請求ができます。ただし、法律などが優先される場合があります。

④ 適法な手段によらず情報が収集されたとき ⑤ 自己情報の消去請求ができます。

⑥ 適法な手段によらず目的外利用や外部提供されたとき ⑦ 自己情報の目的外利用、外部提供の中止の請求

⑧ 区に保有する個人情報

原則として非公開ですが、より積極的にプライバシーを保護するため、個人情報保護制度を設けています。

区は、個人情報の適正な収集・管理などの義務を負い、皆さんは、区の保有する自己情報の閲覧・訂正などを求めることができます。

14年の運用状況は、表4のとおりです。

① 閲覧 ② 写しの交付

③ 法律、条例などにより公開できないと定められて

いるもの②評価、診断、選考など本人に知らせないことが明らかに正当であるもの③取締り、調査、争訟な

④ 法律、条例などにより公開できないと定められて

いるもの②評価、診断、選考など本人に知らせないこ

とが明らかに正当であるもの③取締り、調査、争訟な

④ 法律、条例などにより公開できないと定められて

いるもの②評価、診断、選考など本人に知らせないこ

とが明らかに正当であるもの③取締り、調査、争訟な

表4 14年度中に新たに登録した業務

業務名
区民証発行業務 / 成年後見制度における区長の審判請求手続 / 障害者支援費制度 / 知的障害者ガイドヘルプサービス / 区立知的障害者(児)施設利用者探索 / 産後支援ヘルパー / 雑居ビルの防火安全対策に係る連絡調整 / 環境リサイクル法に基づく届出事務 / 公共施設予約業務 / 外部監査 / SOHO施設の開設および運営 / 杉並アニメ匠塾 / 杉並区「ミニ市場公募債」申込・抽選結果管理 / 住民投票 / 電子計算機室等監視カメラシステム / アニメ関連資料・機材の収集・保管・展示 / 創業者支援事業 / 路外駐車場設置に関する管理業務 / 省エネナビ貸出事業 / 医療費支給額収納 / 返還金事務処理 / 高齢者緊急一時保護事業

表5 個人情報の登録業務、外部提供、外部委託、外部結合、目的外利用の件数

内容	件数
登録業務	1126
外部提供	681
外部委託	377
外部結合	13
目的外利用	1247

請求の受付窓口

総務課情報公開係へ。本人である事を証明する運転免許証やパスポートなどの提示(顔写真付き)が必要です。

請求に対する決定時期

閲覧・写しの交付は、請求を受け付けた翌日から一四日以内(やむを得ない理由があるときは六〇日以内)に公開できるかどうかを決定し、お知らせします。

請求できる個人情報

自己に関する情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクなどに記録され、区が管理しているもの。

請求方法

- ① 閲覧 ② 写しの交付

公開できない情報

① 法律、条例などにより公開できないと定められて

いるもの②評価、診断、選考など本人に知らせないこ

とが明らかに正当であるもの③取締り、調査、争訟な

④ 法律、条例などにより公開できないと定められて

いるもの②評価、診断、選考など本人に知らせないこ

とが明らかに正当であるもの③取締り、調査、争訟な

ご利用ください

区政資料室

区政資料室(区役所西棟二階)では、区政を知るうえで必要な情報を区民の皆さんに幅広く提供しています。また、区ホームページなどを閲覧できる機器を設置しています。

提供している資料

区政への参加やご自身の暮らしに役立てていただけるように、約一万六〇〇〇の資料があります。

① 総合的計画や条例などに関する資料

② 財政に関する資料 ③ 消費・経済に関する資料 ④ 福祉や保健衛生に関する資料 ⑤ 都市計画に関する資料 ⑥ 環境や災害対策に関する資料 ⑦ 教育に関する資料 ⑧ 歴史や文化に関する資料

資料⑨ 区議会や選挙に関する資料 ⑩ 国勢調査などの各種統計資料 ⑪ 都や他の自治体、国の資料 ⑫ 分野別六法全書などの各種参考資料

利用方法

区役所開庁時間内であれば、どなたでも自由に利用することができます。

区が発行した資料については一週間を限度に貸し出しています(氏名・住所などを確認できるものの提示が必要です)。各種計画書、区勢概要、統計、都市計画図、文化財シリーズなど約一〇〇点については販売もしています。(表6)

また、区をはじめ国や他の自治体が発行した資料の「コピーサービス(有料)」も行っています。

利用実績

14年度の利用者数は、八二八五人、資料の貸出冊数は、延べ一四二五冊、有料コピーサービスは四万二七

八四枚でした。

資料⑨ 区議会や選挙に関する資料 ⑩ 国勢調査などの各種統計資料 ⑪ 都や他の自治体、国の資料 ⑫ 分野別六法全書などの各種参考資料

区役所開庁時間内であれば、どなたでも自由に利用することができます。

区が発行した資料については一週間を限度に貸し出しています(氏名・住所などを確認できるものの提示が必要です)。各種計画書、区勢概要、統計、都市計画図、文化財シリーズなど約一〇〇点については販売もしています。(表6)

また、区をはじめ国や他の自治体が発行した資料の「コピーサービス(有料)」も行っています。

利用実績

14年度の利用者数は、八二八五人、資料の貸出冊数は、延べ一四二五冊、有料コピーサービスは四万二七

八四枚でした。

表6 有料頒布資料(抜粋) (15年7月10日現在)

分野	資料名	価格(円)
活	杉並区基本構想「杉並区21世紀ビジョン」	100
	杉並区実施計画(15~17年度)	1100
	杉並区政史	4500
	杉並区例規集(14年度版)	8000
	第34回杉並区区民意向調査(13年11月)	1000
	杉並区統計書(14年版)	2000
設・環境	杉並区地域防災計画(13年修正)	3000
	杉並区保健・福祉計画(15~19年度)	1100
	杉並区高齢者実態調査報告書(14年3月)	1100
	杉並区まちづくり基本方針(14年8月)	1600
	杉並区環境基本計画	1000
	緑化副読本「みどり」とわたしたち	300
・博物館	杉並区自然環境調査報告書(第4次)	1600
	文化財シリーズ20 杉並の摘田	1000
	文化財シリーズ27 杉並の絵馬	1400
	文化財シリーズ33 杉並の板碑	1100
	高円寺フォーク伝説	600
	江戸のごみ東京のごみ	400
地	特別展「杉並の地図をよむ」展示図録	900
	住居表示新旧対照杉並区図	600
	東京都市計画図(杉並区)(15年3月)	400
	杉並区行政施設要図(15年4月)	300
	学校指定通学区域図(14年4月)	100